日本向け補遺

個人データ保護方針のこの補遺は、私たちがあなたの個人データを日本において収集し、利用し、開示し、又は取り扱う場合に、あなたに適用されます。この日本向け補遺に記載される条件は、個人データ保護方針に記載される条件に追加されるものであり、個人データ保護方針の不可欠な部分を構成します。個人データ保護方針と本補遺の条件の間に矛盾又は不一致が生じた場合、本補遺が適用され、優先するものとします。

1. 個人データ

1.1 本補遺において、個人データ保護方針及び本補遺における「個人データ」への言及は、個人データ保護方針本体に定める定義に加えて、(1)特定の個人を識別する生体データ又は商品もしくはサービスの受領もしくはかかる商品もしくはサービスの購入手段に関して個人に一意的に割り当てられる符号を指す、個人情報の保護に関する法律（平成二十七年法律第六十五号）（以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 2 項に定義される「個人識別符号」及び(2)個人情報保護法第 2 条第 3 項に定義され、機微な個人情報又は特別な配慮を要する個人情報を意味する「要配慮個人情報」を含むものとして読まれるものとします。上記の定義語(1)及び(2)は、いずれも本補遺に添付される別添 A においてより詳細に定義されています。

2. 法律の遵守

2.1 GIC ジャパン株式会社（以下「JPO」といいます。）は、個人情報保護法を遵守します。

3. 個人データの適切な取得及び利用

3.1 JPO は、個人データを適切かつ公正な方法で取得し、利用します。

4. 個人データに関する組織体制

4.1 JPO は、基本方針、内部規則、組織に関する事項、人員、設備及び器具並びに技術に関する事項に関連する安全管理措置並びに規制に関する外的環境の把握の設定又は実施によって、自己の管理下にある個人データの適切な取扱いを確保するための適当な組織体制を内部に構築するものとし、これらの事項に関して、私たちが個人データを保有する個人から受領する開示及び訂正のご要望並びにその他のご要望に対して可能な限り速やかに対応するものとします。

5. 要配慮個人情報

5.1 GIC グループは、下記第 6.2 条に記載される利用目的のために、要配慮個人情報を取得し、当該情報を個人データ保護方針（本補遺を含みます。）において特定される第三者に提供することがあります。

6. 個人データに関する公表事項

6.1 個人データを取り扱う事業者の名称、住所及びその代表者の氏名

〒100-6528
日本国東京都千代田区丸の内 1-5-1　新丸の内ビルディング 28 階
GIC ジャパン株式会社
代表取締役　堀江伸

6.2 個人データの利用目的

6.2.1 **個人データ全般**

JPO は、個人データ保護方針第 3.1 条及び第 3.2 条に記載する目的に加えて以下の目的のために個人データを利用します。

a. 職員名簿の作成、業務上の連絡、福利厚生及び社会保険に関連する手続並びに法律上義務づけられるその他の手続のため
b. 給与、賞与、退職手当その他の給付等の決定及び支払並びに源泉徴収税に関する手続のため

c. 業績評価、昇進／降格の決定、人事異動（会社間の異動を含みます。）及び転勤先を決定するため
d. 従業員等の教育及び研修並びに健康管理、業務表彰／懲罰並びに JPO のその他の規則の実施及び GIC Pte. Ltd におけるこれらの実施のため
e. 外部委託のため（クラウドデータ処理者又は復処理者（日本国外に所在する処理者を含みます。）から、クラウドサービスの提供（例えば、(i)人事関連の個人データを取り扱うためのクラウドサービスの設定、運用、モニタリング及びその他の方法により当該クラウドサービスを受けること、(ii)技術支援、(iii)コンサルティングサービス並びに(iv)認定ユーザーとの連絡）を受けることを含みますが、これらに限られません。）

6.2.2 個人番号（「マイナンバー」としても知られています）

JPO は、その従業員及びその従業員の扶養家族の（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める）個人番号を以下の目的のために利用します。

a. 所得税法に基づき雇用主が実施する源泉徴収税に関連する手続のため
b. 地方税法に基づき雇用主が実施する個別の住民税に関連する手続のため
c. 雇用保険法に基づき雇用主が実施する雇用保険に関連する手続のため
d. 健康保険法に基づき雇用主が実施する健康保険に関連する（申請／支払）手続のため
e. 厚生年金保険法に基づき雇用主が実施する厚生年金保険に関連する（申請）手続のため
f. 雇用主が労働者災害補償保険法に基づき実施する労働者災害保険に関連する手続のため
g. 上記(a)ないし(f)に関連するあらゆる手続並びに第 6.2.1 条及び個人データ保護方針本体の第 3.1 条及び第 3.2 条に示す利用目的のため

6.3 共同利用

6.3.1 JPO は、以下のとおり個人データを共同利用者と共同して利用します。

6.3.2 <u>共同利用する個人データの項目</u>

a. 役職、所在地、等級、報酬、勤務スケジュール、教育段階、社内異動歴及び雇用契約に関するその他の情報
b. 氏名、連絡先、住所、生年月日、婚姻状況、性別、宗教、国籍、扶養家族の情報、旅券の情報、兵役に関する情報（該当する場合）、近親者に関する情報、労働組合の加入状況、国民健康保険の被保険者番号又はその他の社会保障に関する情報、銀行口座に関する情報、従業員 ID、写真及び雇用の確認のためのその他の情報、給与等級、職種コード、給与情報、福利厚生の選択に関する情報、ストックオプションの数及び価格、学歴及び職歴、出張に関する情報、コーポレートカード番号、銀行の詳細、社外取締役の地位（もしあれば）、雇用満足度関連の情報、業績情報、写真、ビデオ並びに法的手続（潜在的なものか、係争中であるか、発生しているかを問いません。）、法的助言の取得又はその他法的権利の設定、行使もしくは防御に関連して必要な情報（個人データを含むことがあります。）

6.3.3 <u>共同利用者の範囲</u>

GIC グループ（すなわち、GIC Pte. Ltd.及び GIC Pte. Ltd.のあらゆる関連会社）（日本に所在するか又は GIC のウェブサイトに記載されるとおり海外に所在するかを問いません。）

6.3.4 <u>共同利用の目的</u>

a. GIC グループの法人へのサービスの提供を計画し、実施するため
b. 雇用管理、人材の配置、業務上の連絡等のため
c. 上記第 6.2 条に記載するあらゆる目的のため

6.3.5 共同利用する個人データの管理責任者
〒100-6528
日本国東京都千代田区丸の内 1-5-1　新丸の内ビルディング 28 階
GIC ジャパン株式会社
代表取締役　堀江伸

6.4 苦情の連絡先

6.4.1 JPO による個人データの取扱いに関する苦情につきましては、下記第 8.1 条に記載する連絡先までご連絡ください。

7. 個人データの提供

7.1 あなたは、私たちが個人データ保護方針に定める目的（該当する場合）のために個人データ保護方針に記載される者（日本に所在するか、海外に所在するかは問いません。）に対して、あなたの個人データの全て又は一部を提供することに同意します。

7.2 JPO は、その管理下にある全ての個人データをクラウド上で管理するために、GIC Pte. Ltd. が、個人データを保護するための法制度が適切に整備されている又は個人データが適切に保護されることを確保するための措置を講じていると合理的に判断して選定する国のクラウド事業者に対して、当該情報を提供するものとします。

7.3 あなたは、私たちがあなたの個人データを移転する可能性のある国が、日本のデータ保護法と同程度に厳格なデータ保護法を有しない可能性があることを認識し、これに同意します。あなたは、私たちがあなたの個人データを海外の他の事業体に移転する場合、私たちが採用するデータ保護と同等のデータ保護を遵守することを移転先に義務付ける契約上の義務を当該移転先に課すことによって十分であることを認識し、これに同意します。

8. あなたの個人データの開示、訂正、利用の停止又は削除

8.1 JPO による個人データの取扱いについて苦情がある場合又は（法律上の私たちの権利に従って）ご自身の個人データの開示、訂正、利用の停止もしくは削除をご要望の場合、以下の GIC Pte. Ltd.の担当者までご連絡ください。GIC が負担する実費の額に応じ、各開示要求に対して合理的な費用が課される場合があります。

氏名：Lynn Hew Ooi Lyn
メール：lynnhew@gic.com.sg
連絡先電話番号：+65-68898377

8.2 以下のいずれかに該当する場合は、いかなる開示のご要望にも応じません。

a. JPO が開示を要求する本人又はその代理人の身元を確認できない場合。

b. JPO が開示を要求された個人データを保有していない場合。

c. 開示により、当該個人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

d. 開示により、JPO の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

e. 開示がその他の法令に違反する場合。

かかる場合、JPO は、非開示の理由を記載した通知を送付します。

9. 適用除外

9.1 個人データ保護方針の第 6 条の規定は、JPO が利用する個人データには適用されません。

日本向け補遺の別添 A

1 「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」の定義

1.1 「**個人識別符号**」とは、(i)個人の身体の一部の特徴を電子計算機で処理するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの、又は(ii)商品又はサービスの購入又は利用のために個人に割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは記録される符号であって、政令で定めるものをいう（個人情報保護法第 2 条第 2 項）。

1.2 政令では、DNA の塩基の配列、顔貌、虹彩模様、声紋、歩様、手のひら及び手指の静脈、指紋に関するコードデータ並びに旅券番号、年金受給者番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号（いわゆる「マイナンバー」）、国民健康保険被保険者番号、その他の日本の特別法に基づく健康保険被保険者番号、日本の特別法に基づき設立される特定団体の会員証番号、雇用保険法に基づく雇用保険被保険者番号及び日本との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者の出入国管理に関する日本の特別法に基づいて発行される特別永住者証明書番号等の個人識別符号を定める。（個人情報保護法施行令第 1 条第 1 項）

1.3 「**要配慮個人情報**」とは、以下に該当する情報をいう。

a. 人種（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

b. 信条（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

c. 社会的身分（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

d. 病歴（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

e. 犯罪の経歴（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

f. 犯罪により害を被った事実（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

g. 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の以下に記載する心身の機能の障害があること。（個人情報保護法施行令第 2 条、個人情報保護法施行規則第 5 条）

 i. 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害。

 ii. 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害。

 iii. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）。

 iv. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの。

h. 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果。（個人情報保護法施行令第 2 条）

i. 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療もしくは調剤が行われたこと。（個人情報保護法施行令第 2 条）

j. 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。（個人情報保護法施行令第 2 条）

k. 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。（個人情報保護法施行令第 2 条）